

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>第3章 カード利用代金等の決済方法</p> <p>第16条（代金決済口座及び決済日）</p> <p>4. 本会員が当社に支払うべき債務のうち第38条に定めるキャッシングリボ返済元金及び第43条に定める海外キャッシュサービスの返済元金について本条第1項で本会員が指定する決済口座からの口座振替、引落としまたは自動払込みの結果を当社が金融機関等から受領し、当該債務に関して支払いが完了したことを確認するまでは、当社は当該返済元金を第9条第6項に定める未決済残高から減算しないものとします。</p>	<p>第3章 カード利用代金等の決済方法</p> <p>第16条（代金決済口座及び決済日）</p> <p>4. 本会員が当社に支払うべき債務のうち第38条に定めるキャッシングリボ返済元金および第43条に定める海外キャッシュサービスの返済元金について本条第1項で本会員が指定する決済口座からの<u>口座振替、または自動払込み</u>の結果を当社が金融機関等から受領し、当該債務に関して支払いが完了したことを確認するまでは、当社は当該返済元金を第9条第6項に定める未決済残高から減算しないものとします。</p>
<p>第18条（決済口座の残高不足等による再振替等）</p> <p>2. 本会員は、前項の支払期日以降の任意の日において、その一部または全部につき当社に支払うべき債務の口座振替、引落としまたは自動払込みにかかる費用（以下「再振替等にかかる費用」という）を負担するものとします。</p>	<p>第18条（決済口座の残高不足等による再振替等）</p> <p>2. 本会員は、前項の支払期日以降の任意の日において、その一部または全部につき当社に支払うべき債務の<u>口座振替、または自動払込み</u>にかかる費用（以下「再振替等にかかる費用」という）を負担するものとします。</p>
<p>第4章 期限の利益の喪失・会員資格の取消し・退会等</p> <p>第21条（期限の利益の喪失）</p> <p>2. 本会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合及び第22条第1項の規定（但し、第22条第1項第6号・第7号・第8号の事由に基づく場合を除きます）により会員資格を取消された場合、リボルビング払い、分割払い、2回払い及びボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。</p> <p>3. 本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により、本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。</p>	<p>第4章 期限の利益の喪失・会員資格の取消し・退会等</p> <p>第21条（期限の利益の喪失）</p> <p>2. 本会員は、当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第22条第1項の規定（ただし、第22条第1項第6号・第7号・第8号・<u>第9号</u>の事由に基づく場合を除きます）により会員資格を取消された場合、リボルビング払い、分割払い、2回払いおよびボーナス一括払いに係る債務を除く債務について当然に期限の利益を失い、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。</p> <p>3. 本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により、本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに<u>債務</u>の全額を支払うものとします。</p>

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>第4章 期限の利益の喪失・会員資格の取消し・退会等</p> <p>第21条（期限の利益の喪失）</p> <p>4. 本会員は、第22条第1項第7号または第8号の事由に該当したことが判明した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。</p>	<p>第4章 期限の利益の喪失・会員資格の取消し・退会等</p> <p>第21条（期限の利益の喪失）</p> <p>4. 本会員は、第22条第1項第7号、第8号または<u>第9号</u>の事由に該当したことが判明した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。</p>
<p>第22条（会員資格の取消）</p> <p>1. ⑨当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の（イ）から（ホ）に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む）</p> <p>3. 当社は、会員が本条第1項第7号または第8号の事由に該当した場合、会員の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとし、当社と会員とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。</p>	<p>第22条（会員資格の取消）</p> <p>1. ⑨当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の（イ）から（ホ）に掲げる行為その他<u>これらに準じる</u>当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む）</p> <p>3. 当社は、会員が本条第1項第7号、第8号または<u>第9号</u>の事由に該当した場合、会員の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格を取消することができるものとし、当社と会員とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。</p>

改定前	改定後（下線部が改定箇所）									
	<リボルビング払い、分割払いの返済方法・回数、手数料率等> ・リボルビング払い 実質年率18.0%（2026年11月15日締め分から適用） ・分割払い（2026年10月1日から適用）									
	支払回数	3	4	5	6	10	12	15	18	20
	支払期間(ヵ月)	3	4	5	6	10	12	15	18	20
	実質年率(%)	14.70	15.64	16.25	16.68	17.51	17.69	17.84	17.90	17.91
	利用金額100円当りの 分割払手数料の額(円)	2.46	3.28	4.10	4.92	8.20	9.84	12.30	14.76	16.40
	支払回数	24	30	36	40	42	48	50	54	60
	支払期間(ヵ月)	24	30	36	40	42	48	50	54	60
	実質年率(%)	17.88	17.79	17.65	17.55	17.50	17.35	17.29	17.19	17.03
	利用金額100円当りの 分割払手数料の額(円)	19.68	24.60	29.52	32.80	34.44	39.36	41.00	44.28	49.20
	<リボルビング払いのお支払い例> （元金定額コース1万円および標準コース、実質年率18.0%の場合）8月16日から9月15日まで に利用金額50,000円のリボ払いをご利用された場合 ◆初回（10月10日）お支払い（ご利用残高50,000円） ①お支払い元金（元金定額コース・標準コースとも）…10,000円 ②手数料（元金定額コース・標準コースとも）…ありません。 ③弁済金（元金定額コース・標準コースとも）…10,000円（①） ④お支払い後残高（元金定額コース・標準コースとも）…50,000円－10,000円＝40,000円									

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
	<p>&lt;リボルビング払いのお支払い例&gt;</p> <p>◆第2回（11月10日）お支払い（ご利用残高40,000円）</p> <p>①手数料（9月16日から10月15日までの分。支払期日をまたぐので元本が途中で変わります）  <math>\dots 50,000\text{円} \times 18.0\% \times 15\text{日} \div 365\text{日} + 50,000\text{円} \times 18.0\% \times 10\text{日} \div 365\text{日} + 40,000\text{円} \times 18.0\% \times 5\text{日} \div 365\text{日} = 715\text{円}</math></p> <p>②お支払い元金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・元金定額コースの場合…10,000円</li> <li>・標準コースの場合…9,285円（③10,000円－①715円）</li> </ul> <p>③弁済金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・元金定額コースの場合…10,715円（①715円＋②10,000円）</li> <li>・標準コースの場合…10,000円</li> </ul> <p>④お支払い後残高</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・元金定額コースの場合…30,000円（40,000円－10,000円）</li> <li>・標準コースの場合…30,715円（40,000円－9,285円）</li> </ul> <p>&lt;分割払いのお支払い例&gt;</p> <p>利用金額50,000円、10回払いで分割払いをご利用された場合</p> <p>①分割払手数料……………<math>50,000\text{円} \times (8.20\text{円} \div 100\text{円}) = 4,100\text{円}</math></p> <p>②支払総額……………<math>50,000\text{円} + 4,100\text{円} = 54,100\text{円}</math></p> <p>③分割支払額……………<math>54,100\text{円} \div 10\text{回} = 5,410\text{円}</math></p>
(2025年4月改定)	(2026年4月改定)

個人情報の取扱いに関する同意条項

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>第2条（個人情報情報機関への登録・利用）</p> <p>1. 本会員（本会員の予定者を含む。以下総称して「本会員等」という）は、当社が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当社が加盟する下記の個人情報情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集及び当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」という）及び加盟信用情報機関と提携する下記の個人情報情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に照会し、本会員等及びその配偶者の個人情報登録されている場合には当該配偶者の情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）を本会員等の支払能力の調査の目的に限り、利用することに同意します。</p> <p>2. 本会員等は、①加盟信用情報機関により定められた情報（下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む）が当該機関に下表の「登録の期間」に定める期間登録されること、並びに、②登録された情報が加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟会員により本会員等の支払能力に関する調査のため利用されること、に同意します。</p>	<p>第2条（<u>信用情報機関</u>への登録・利用等）</p> <p>1. 本会員（本会員の予定者を含む。以下総称して「本会員等」という）は、当社が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当社が加盟する下記の<u>信用情報機関</u>（個人の支払能力・<u>返済能力</u>に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」という）および加盟信用情報機関と提携する下記の<u>信用情報機関</u>（以下「提携信用情報機関」という）に照会し、本会員等およびその配偶者の個人情報登録されている場合には当該配偶者の情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）を本会員等の支払能力・<u>返済能力</u>の調査の目的に限り、利用することに同意します。</p> <p>2. 本会員等は、①加盟信用情報機関により定められた情報（下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む）が当該機関に下表の「登録の期間」に定める期間登録されること、ならびに、②登録された情報が加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により本会員等の支払能力・<u>返済能力</u>に関する調査のため利用されること、に同意します。</p>

改定前		改定後（下線部が改定箇所）	
<登録される情報とその期間>		<登録される情報とその期間>	
登録情報	登録の期間	登録情報	登録の期間
① 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報※1	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間	①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、 <u>本人確認書類</u> の記号番号等の本人情報※1	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
②本規約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6カ月間	②本規約に係る申込みをした事実	当社が <u>信用情報機関</u> に照会した日から6カ月間
③本規約に関する客観的な取引事実※2	契約期間中及び契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内	③本規約に関する客観的な取引事実※2	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内
④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後（完済していない場合は完済後）5年間	④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年間
※2 上記「本規約に関する客観的な取引事実」		※2 上記「本規約に関する客観的な取引事実」	

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>第2条（個人情報情報機関への登録・利用）</p>	<p>第2条（信用情報機関への登録・利用等）</p> <p>【下記「4.」を追加】</p> <p>4. 本会員等は、当社が加盟する信用情報機関が、当該機関および提携信用情報機関の加盟会員による本会員等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟会員に提供することに同意します。</p> <p>①信用情報機関が保有する信用情報</p> <p>当社が加盟する信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。</p> <p>（イ）本条2.により、当社を含め、信用情報機関の加盟会員から提供を受けた情報</p> <p>（ロ）信用情報機関が収集した（イ）以外の情報</p> <p>（ハ）信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報</p> <p>②信用情報機関による信用情報の利用</p> <p>当社が加盟する信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。</p> <p>（イ）信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理</p> <p>（ロ）信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出</p> <p>③信用情報機関による加盟会員に対する信用情報の提供</p> <p>当社が加盟する信用情報機関は、信用情報（①（イ）（ロ）（ハ））を加盟会員へ提供します。また、信用情報（①（イ））を、提携信用情報機関を通じてその加盟会員へ提供します。</p>

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>&lt;加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号&gt;</p> <p>○名 称：株式会社シー・アイ・シー （貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関）</p> <p>所 在 地：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階</p> <p>電話番号：0120-810-414</p> <p>ホームページアドレス：<a href="https://www.cic.co.jp">https://www.cic.co.jp</a></p> <p>※契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。</p>	<p>&lt;加盟信用情報機関の名称・電話番号&gt;</p> <p>○名 称：株式会社シー・アイ・シー （貸金業法・割賦販売法に基づく指定信用情報機関）</p> <p>電話番号：<u>0570-666-414</u></p> <p>ホームページアドレス：<a href="https://www.cic.co.jp">https://www.cic.co.jp</a></p> <p>※契約期間中に新たに<u>信用情報機関</u>に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。</p>
<p>&lt;提携信用情報機関の名称・所在地・電話番号&gt;</p> <p>○名 称：株式会社日本信用情報機構 電話番号：0570-055-955 ホームページアドレス：<a href="https://www.jicc.co.jp">https://www.jicc.co.jp</a></p> <p>○名 称：全国銀行個人信用情報センター 所 在 地：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 電話番号：03-3214-5020</p> <p>※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当社では行いません）。</p>	<p>&lt;提携信用情報機関の名称・電話番号&gt;</p> <p>○名 称：株式会社日本信用情報機構 電話番号：0570-055-955 ホームページアドレス：<a href="https://www.jicc.co.jp">https://www.jicc.co.jp</a></p> <p>○名 称：全国銀行個人信用情報センター 電話番号：03-3214-5020</p> <p>※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当社では行いません）。</p> <p><u>（株式会社シー・アイ・シーが実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。）</u></p>
<p>第6条（個人情報の開示・訂正・削除）</p> <p>1. ②個人信用情報機関に開示を求める場合には、第2条記載の連絡先へ連絡してください。</p>	<p>第6条（個人情報の開示・訂正・削除）</p> <p>1. ②<u>信用情報機関</u>に開示を求める場合には、第2条記載の連絡先へ連絡してください。</p>
<p>（2025年4月改定）</p>	<p><u>（2026年4月改定）</u></p>